

対象物質と基準表

特定有害物質(法第2条)		指定基準		第二溶出量基準	
		〈直接摂取によるリスク〉	〈地下水等の摂取によるリスク〉		
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準		
四塩化炭素	第1種特定有害物質	揮発性有機化合物		0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン				0.004mg/L以下	0.04mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン				0.1mg/L以下	1.0mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン				0.04mg/L以下	0.4mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン				0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
ジクロロメタン				0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
テトラクロロエチレン				0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン				1mg/L以下	3mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン				0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
トリクロロエチレン				0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
ベンゼン				0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
クロロエチレン				0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
カドミウム			第2種特定有害物質	重金属等	土壌1kgにつき150mg以下
六価クロム	土壌1kgにつき250mg以下	0.05mg/L以下			1.5mg/L以下
シアン	(遊離シアン)50mg以下	検出されないこと			1.0mg/L以下
水銀	土壌1kgにつき15mg以下	0.0005mg/L以下			0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと			検出されないこと
セレン	土壌1kgにつき150mg以下	0.01mg/L以下			0.3mg/L以下
鉛	土壌1kgにつき150mg以下	0.01mg/L以下			0.3mg/L以下
砒素	土壌1kgにつき150mg以下	0.01mg/L以下			0.3mg/L以下
ふっ素	土壌1kgにつき4000mg以下	0.8mg/L以下			24mg/L以下
ほう素	土壌1kgにつき4000mg以下	1mg/L以下			30mg/L以下
シマジン	第3種特定有害物質	農薬等		0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
チウラム				0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
チオベンカルブ				0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
PCB				検出されないこと	0.003mg/L以下
有機りん				検出されないこと	1mg/L以下

※上記表中の  の物質については、令和3年4月1日より土壌環境基準が見直されました。